

いじめ防止条例（仮称）の制定に係る懇話会（第1回）

会議の概要	
日 時	令和4年6月30日（木曜日） 午後6時00分から午後7時20分まで
場 所	旭川市子ども総合相談センター 2階 研修・会議室1・2
出席者（参加者）	10名 飯田昭人，石前聖香，上田信津子，勝本敦洋，上村利彦，工藤亘， 酒井将平，高橋陽一，田中康彦，長登仁泰（敬称略）
出席者（職員）	（教育委員会） 黒蕨教育長 （学校教育部） 品田部長，石原次長，辻並次長，眞田次長 （教育指導課） 末木主幹，竹中課長補佐，角地主査 （旭川市子ども総合相談センター） 岩崎所長，鎌田主幹
会議の公開・非公開	公開
傍聴者の数	17人（市民等0人，報道17人）

会議録

1 開会

2 教育長挨拶

3 参加者の紹介

4 進行役の互選

参加者の互選により，勝本氏を進行役に選任

5 議事

(1) 議題1「懇話会の運営等について」

（進行役）

・議題1について，事務局から説明をいただきたい。

（事務局）

資料2～6に基づき，開催要綱及び懇話会の運営方法に関する取扱い（案）について説明

（進行役）

・御意見，御質問等をいただきたい。

(参加者)

質問・意見なし

(進行役)

- ・懇話会の運営について、案のとおりとする。

(2) 議題2 「(仮称)いじめ防止条例の制定について」

(進行役)

- ・議題2について、事務局から説明をいただきたい。

(事務局)

資料7～9に基づき、(仮称)いじめ防止条例の制定について説明

(進行役)

- ・御意見、御質問等をいただきたい。

(参加者)

- ・資料8「条例の基本的な考え方」に記載された、保護者や地域の方にも協力を仰ぎ、地域ぐるみでいじめを防止することは、非常に大事なことである。学校だけで頑張るのではなくて、地域ぐるみでいじめを防止する具体について、この場で話し合えれば良いと考える。
- ・児童生徒が条例作りに参画し、いじめ防止に向けた主体者としての意識を高めるということも素晴らしいと思う。大人が用意したものを子どもにやってもらうのではなく、もちろん大人も一緒に考えるが、児童生徒も自分たちの問題として取り組んでいくことが望ましい。

(進行役)

- ・私からも考えを述べる。
- ・条例の構成案に示された学校におけるいじめ対策の組織づくりについては、以前から設置されており、おそらく強化される考えであると思う。7、8年前に文部科学省から「チームとしての学校」という考え方が示された。現場の先生方が非常に多忙な中でいろいろな専門家を現場に入れるというようなことだが、この組織を学校の先生だけにつくらせるというのではなく、やはりスクールロイヤーであるとか、そういった専門家を交えた組織にすることや、その窓口となる先生を置くとか、多忙化を防ぐような視点で強化していただきたいと考えている。

(参加者)

- ・条例ではどこまで決められるものなのか。例えば、いじめ防止にかかわるアプリを導入しましょう、このようなアプリを導入しましょうということまで決められるのか。

(事務局)

- ・条例であるので、具体的なアプリの名称まで規定することは考えにくいですが、相談体制の充実が必要であるというご意見であれば、そういった考え方について条例に盛り込むことについて検討する。

(参加者)

- ・この懇話会においては、アプリなどの具体ではなく、大きな考え方について意見交換を行うということについて理解した。

(参加者)

- ・警察としては、いじめの問題に対しては、第一には教育機関の立場や対応を尊重すべきと考えているが、刑罰法令に抵触するような犯罪行為が認知された場合については、警察において迅速・的確に対応し、児童生徒を守るための対策を徹底したい。

- ・いじめ防止対策推進法には警察の役割が明記されているわけではないが、同法第23条第6項において、学校と警察の連携について示されており、学校から援助が求められた場合については、先ほども申し上げたとおり、事件捜査若しくは調査を行い、被害の防止に努めてまいりたい。
- ・また、市の機関である「旭川市いじめ防止等連絡協議会」に、旭川中央警察署及び東警察署の署員が委員として選任されており、いじめの防止等について、警察と関係機関との定期的な情報共有や共通理解が図られているものと認識している。
- ・警察の附属機関として「少年サポートセンター」があり、学校の要請に基づいて、命の大切さを考える教室や非行防止教室を実施している。そのほか、警察の非常勤職員であるスクールサポーターが市内の学校を定期的に巡回し見守りを行うなど、学校と警察の橋渡しの役割を担っている。

(進行役)

- ・関係機関との連携に関連する意見であった。
- ・関係機関として、学校と児童相談所や子ども総合相談センターとの連携、学校と警察との連携、さらには、子ども総合相談センターと警察との連携も非常に重要である。

(参加者)

- ・条例の構成案に、重大事態への対処について示されている。市長部局による対処となった場合には、公平性・中立性を持つという観点から、道外の専門家の方を入れるべきと考えている。滋賀県大津市や愛知県の事案では、県外の専門家が入ったことによって、公平で中立な立場の意見が出ており、本市においても条例へ盛り込むことを検討してほしい。
- ・資料9には、教職員を対象とした研修の充実が示されている。いじめの定義では、学校の内外を問わないと明記されているが、先生方の中には、そのように認識していない先生もいるので、いじめの定義を明確にするとともに、定義を条例として伝えるだけでなく、具体的な事例をもとにした研修を初任段階教員研修から積み重ねてほしい。
- ・私の子どもは旭川市の小・中・高等学校に通っているが、もし私の子どもがいじめを受けたとしても、先生方が絶対に助けてくださるという確信がある。保護者の目から見て、先生方は本当に一生懸命で良い教育をしてくださっているが、全国的に旭川の教育はなっていないというふうに言われるのはとても胸が苦しい思いである。こうした先生方がより動きやすくなるように、例えば、全国から講師を招いたり、映像を撮って流したりするなどの工夫により、研修の充実に取り組んでほしい。

(参加者)

- ・学校現場においては、道徳の時間等を使って、いじめや人権に関わる学習、生命の安全教育に取り組んでいるところであり、一つ一つの授業の積み重ねを大切にしていきたいと考えている。また、児童生徒が主体となった取組については、生活・学習Actサミットが長年続けられており、中学生が話し合った内容を校区の小学校に生徒会を通じて伝えられ、中学生の生の声を聞いて、小学生も心を揺さぶられるような経験をしてきている。
- ・研修の充実については、一般の教員だけでなく、養護教諭や、管理職についても、それぞれの立場から、どのようにいじめの防止等に対して考えて行くのか、どのようなスキルを高めていくのか、といった視点で、条例にその根拠や方向性を示すことも大切ではないか。

(参加者)

- ・いじめの問題にかかわる最も重要なことは、未然防止、早期発見と考えている。校長を含めて、教職員がいじめの定義等を含め、法に基づいた確認をしていくことが大切

であり、我々がアンテナを高くして子どもたちとふれあいながら、「あれっ」と思ったときに声をかけたり、教育相談したりできる体制を整えたい。

- ・子どもたちが主体となったいじめ防止集会の開催など、子どもたちがいじめの定義について自ら学習し、友達とのよりよい関わり方などについて考える機会を年に数回設けており、繰り返し行うことによって、子どもたちが主体性をもつことにつながる取組になっていると捉えている。また、旭川市では、学校のいじめ防止基本方針に加えて、児童生徒版のいじめ防止基本方針を作成し、子どもたちと教員がいじめの問題を一緒に考えていこうという取組をしている。
- ・今回の条例制定に関わって、学校だけではなく、様々な関係機関の方が一緒に考え、早期発見や早期解決を図っていただけると聞いて心強く思っている。学校と関係機関との一層の連携を図り、子どもたちの生命と尊厳を守る取組をこれからも進めてまいりたい。

(参加者)

- ・条例で理念を定めることは大切であり、異論を挟むものではないが、いじめはどうしても起きてしまうものであり、報道された事件の関係でも、当時から、いじめ防止対策推進法が既に定められており、学校いじめ防止基本方針もあったわけである。いじめ防止条例をつくったとして、それが実効的にどう機能していくかが大切である。他の市町村で、いじめ防止条例が機能している例があれば教えてほしい。

(事務局)

- ・昨年、市長と共に、いじめ対策に関わって先進的な取組をしている大津市や岐阜市、寝屋川市を訪問し、条例についても学んできたところである。ご発言のとおり、条例に理念だけを定めても実効性のないものになっては意味がないと考えており、これから条例をつくるなかで、理念にとどまらず子どもを守る対処等についても条例に盛り込んでいきたいと考えている。

(参加者)

- ・学校いじめ防止基本方針におけるいじめの重大事態への対応のフロー図では、警察への通報などについて、市町村によって異なる記載がなされている。私は、子どもの生命や財産にかかわることは通報すべきと思っており、本市においても記載してほしい。
- ・学校の先生方は、仕事に追われており、忙しい。働き方改革として、事務作業など先生方の負担を軽減し、先生方が子どもたちに接し向き合う時間をつくってほしい。いじめの問題では、被害者のケアも大切だが、加害者の更生も大切であり、そのためにも先生方が子ども達一人一人に関わる時間をいかに工夫してつくれるかというところが大事であると考えている。

(参加者)

- ・いじめの対応など、生徒指導では初動が非常に重要であり、一步遅れると大変な事態になることもある。重大事態が疑われる事案については、学校の先生がすぐに警察に通報することなど、条例には書かれなかったとしても、基本方針などに明記していただくと、目の前で子どもと接する先生方の背中を押してあげることに繋がると考える。

(参加者)

- ・いじめの態様として、殴られる、蹴られる、金品をたかられるなどがあり、このような犯罪に当たる場合は、学校ではなく警察で対応すべきと考えるがいかがか。

(参加者)

- ・はじめに申し上げたとおり、刑罰法令に当たるものについては、警察で対応すべきものである。通報については、そういった行為の前兆を含めて警察に情報提供してほしいが、学校からすると敷居が高く、判断に迷うこともあるかもしれない。その場合

は、スクールサポーターや少年補導員に連絡してほしい。

(参加者)

- ・市民的な見方であるが、例えば、生徒が、殴られたり、盗まれたりという被害に遭った場合、学校はすぐに通報するものなのか。

(参加者)

- ・学校では、暴力行為が止められないなどの緊急性の高いものはすぐに警察に通報すべきと考えるが、通常はけがをした児童生徒の治療や救急搬送、保護者への連絡などを優先して行っている。

(参加者)

- ・身の回りのものが壊されたりなくなったりしたようなことを学校が把握した場合は、まず本人や関係する児童生徒から担任や生徒指導担当の教員、必要に応じて管理職が立ち会いながら話を聞き、事実関係の把握に努める。保護者にもその状況を話して、背景に友人関係などの悩み事がないかなど状況を把握することから取り組んでいる。

(進行役)

- ・条例の制定ということで、幅広い内容に対して様々な意見が出されたように思う。次回は、骨子案の概要について示されると事務局から説明があったので、今回のように活発に意見を出していただきたい。

(3) 議題3「その他」

(進行役)

- ・議題3「その他」について、事務局から説明をいただきたい。

(事務局)

- ・次回、第2回の懇話会は7月11日(月)としたい。開催案内は資料とともに後日郵送する。

(進行役)

- ・第2回の懇話会は、7月11日(月)に開催することとする。

6 閉会